

## 宗像市史編さん審議会委員名簿（案）

任期：平成26年9月1日～平成28年8月31日

規則第2条第2項 (1) (2) (3)の内訳	氏名	新任再任 区分	所 属
(1) 知識経験者	西谷 正	新任	九州大学 名誉教授 考古学 (東アジア)
	伊崎 俊秋	新任	九州歴史資料館 副館長 日本史 (原始・古代)
	福田 千鶴	新任	九州大学 教授 日本史 (近世)
	森 弘子	新任	大宰府発見塾 塾長 民俗学
	古川 健一	新任	福岡教育大学 教授 情報
(2) 市民活動団体	清木 達子	新任	宗像歴史観光ボランティアの会
	辻 洋子	新任	宗像歴史を学ぼう会
(3) 市民代表	徳 広 修	新任	一般市民

## 宗像市史編さん審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成15年宗像市条例第21号）により設置された宗像市史編さん審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審議会は、8人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市内で活動する市民活動団体を代表する者

(3) 市民代表

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じて委員以外の者を審議会の会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民協働・環境部郷土文化交流課において処理する。

### (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。